

在宅介護支援センターみあ・かーさ・

指定居宅介護支援事業運営規程

第1章 総則

(事業所の名称)

第1条 この事業所の名称を在宅介護支援センターみあ・かーさ・居宅介護支援事業所と称する。

第2条 この事業所は、事務所を大阪府堺市堺区今池町4丁4番12号公益財団法人浅香山病院介護老人保健施設みあ・かーさに置く。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第3条 この事業は、介護支援専門員が要介護高齢者等からの相談に応じ、その心身の状況やその置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用出来るよう、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス提供事業者、介護保険施設等との連絡調整を図り、円滑にサービスの提供が行われることを目的とする。

(運営の方針)

第4条 この事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援していくものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等やサービス提供事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者になんら偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、堺市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等並びにサービス提供事業者との連携に努める。
- 5 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第38号、平成18年3月31日）を遵守する。

第3章 職員の職種、員数、及び職務内容

(職員の員数)

第5条 在宅介護支援センターみあ・かーさ・居宅介護支援事業所は、本事業を行うにあたって、次の職員を置く。

管理者	1名（常勤職員介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	3名

(管理者)

第6条 管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、この規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(介護支援専門員)

第7条 介護支援専門員は常勤者であり、介護保険法第79条第2項第2号に基づき、厚生省令に規定される所定の研修を修了した、次の者をもってこれにあてる。

介護支援専門員 3名（ただし、業務の状況に応じて適宜増員する。）

- 2 介護支援専門員は、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握し、必要なサービス計画を作成すると共に、そのサービスが効率的に提供されるよう、サービス担当者会議の招集その他必要な連絡・調整を行うものとする。
- 3 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、継続して実施状況の把握を行い、必要に応じて連絡調整、または計画の変更を行うものとする。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第8条 在宅介護支援センターみあ・かーさ・居宅介護支援事業の営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時まで
- 3 ただし、緊急時及び苦情処理のため、介護老人保健施設みあ・かーさとの協力体制を整え、24時間の対応が出来るようにする。

第5章 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第9条 居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をし、課題、目標及び提供サービスの内容、費用負担等を書面にして利用者に手渡し、同意を得るものとする。

- 2 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握し、利用者の課題把握に対し、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。このため、最低月に1回、要支援者にあたっては最低3ヶ月に1回、もしくは必要に応じて随時家庭訪問等を行うものとする。

第10条 課題分析にあたっては、基本的にMDS-HC方式を用い、要介護高齢者等の状況その他の要件により適切な様式が考えられる場合にはそれを用いる。

第11条 サービス担当者会議については、必要に応じ、利用者宅やその他関連施設内等で開催する。

(利用料)

第12条 利用料については介護報酬の告示額と同様とする。

- 2 次項に定める通常の事業の実施区域を越えて居宅を訪問し、事業を行う場合は、交通費として1回500円を徴収する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第13条 在宅介護支援センターみあ・かーさ・居宅支援事業所の通常の事業の実施地域は、堺市の内、別表で定める区域とする。

第7章 虐待防止に関する事項

(虐待防止)

第14条 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

第8章 身体拘束等の適正化の推進

(身体拘束適正化)

第15条 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行なってはならないこととし、身体的拘束等を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

第9章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

第16条 介護支援専門員は業務上知り得た秘密を保持する。

- 2 サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を提供する場合においては、当該利用者及び家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第17条 利用者からの提供されたサービスについての苦情は、別に定める方針に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 提供した在宅介護支援について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、当該市町村から指導または助言を受けた場合においては、必要な改善を行う。
- 3 自らが在宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する利用者の苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てについて、必要な援助を行う。

(記録の整備)

第18条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援に関する記録を整備すると共に、その完結の日から2年間保存する。

(職員研修)

第19条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の質的向上を図るために研修の機会を下記の通り設けるとともに、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

附 則

この規定は平成12年04月01日より施行する。
この規定は平成12年10月01日より施行する。
この規定は平成18年07月01日より施行する。
この規定は平成18年07月16日より施行する。
この規定は平成19年04月01日より施行する。
この規定は平成20年01月25日より施行する。
この規定は平成22年03月01日より施行する。
この規定は平成23年07月01日より施行する。
この規定は平成24年02月01日より施行する。
この規定は平成24年04月01日より施行する。
この規定は平成24年09月01日より施行する。
この規定は平成28年02月01日より施行する。
この規定は平成31年02月01日より施行する。
この規程は令和06年04月01日より施行する。